

忘れずに納めましょう

TEL 1003611 TEL 1003657

個人の 市民税・県民税

令和5年度の個人市民税・県民税の納税通知書兼決定通知書を6月9日(金)に発送します。

市民税・県民税の課税内容や納付方法などをご確認いただき、期限内の納付にご協力ください。

市民税課 ☎(632) 2233

普通徴収(納付書または口座振替)



事業所得、不動産所得などの所得がある人

特別徴収(給与や年金から天引き)以外に納める税額があり、口座振替を申し込んでいない人には、納付書を同封した納税通知書が送付されます。

納付書が届いたら、納期限までにキャッシュレス決済(下の記事参照)を利用して納付するか、金融機関や市役所の窓口またはコンビニエンスストアで納付してください。なお、口座振替をすでに申し込みしている人に納付書は同封されません。

特別徴収(給与からの天引きまたは年金からの天引き)



会社などで給与所得がある人

1 給与所得に係る特別徴収

給与所得に係る市民税・県民税は、給与支払者(会社など)が、税額を6月~翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から天引きし、納税者に代わって納めます。

2 年金所得に係る特別徴収

65歳以上の人の年金所得に係る市民税・県民税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から天引きし、納税者に代わって納めます。

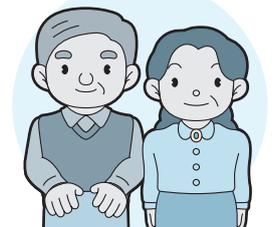
また、65歳未満の年金受給者で、会社などに勤務する人は原則、給与から天引きされます。それ以外の人は、納付書または口座振替などで納付してください。

年金所得に係る市民税・県民税の納付方法

令和4年度から引き続き、年金から天引きされる人(継続)

令和5年度から新たに(改めて)、年金から天引きされる人(10月開始)

納付方法	年金からの特別徴収(天引き)全6回						納付方法	普通徴収		年金からの特別徴収(天引き)全3回		
	仮徴収			本徴収				納付・徴収月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	令和6年2月	納付・徴収月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	令和6年2月
税額	令和4年度の年金所得に係る税額の半分の額を、3回に分けて4・6・8月に天引き			年金所得に係る税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を、3回に分けて10・12月、令和6年2月に天引き			税額	年金所得に係る税額の半分の額を、2回に分けて6・8月に、納付書または口座振替などで納付		年金所得に係る税額の残り半分の額を、3回に分けて10・12月、令和6年2月に天引き		



年金所得がある人

＼キャッシュレス決済で市税を納付できます／

口座振替やクレジットカード納付などのキャッシュレス決済で、安心、便利、手軽に市税の納付ができます。また、令和5年4月より納付書に印字されたQRコードを用いた納付を開始しました。

各納付方法で利用できる税目や注意点など、詳しくは、市☎をご確認ください。

納税課(632) 2189

▼口座振替 TEL 1029291



▲市☎

「口座振替依頼書」を金融機関または本市に提出。納期限の日に自動で口座振替。

▼バーコード読み取りによるスマホ納付 TEL 1025877



▲市☎

「納付書」を準備し、PayPayなど9種類の対応アプリで納付書のバーコードを読み取る。

▼インターネットバンキングによるペイジー納付 TEL 1003664



▲市☎

対象の金融機関で利用登録し、各金融機関のWEBサイトで手続き。

QRコードを使った手続き方法

▼スマホ納付 TEL 1030295

「納付書」を準備し、共通納税対応アプリ(随時更新)で納付書のQRコードを読み取る。



▲市☎

▼地方税お支払サイトでの納付

TEL 1030282

地方税お支払サイトにアクセスし、手続き。クレジットカードやペイジーなどで納付が可能。



▲市☎